

5-1 株式会社の純資産

①【株式会社の純資産の部】

純資産の部			
I 株主資本			
1. 資本金		×××	
2. 新株式申込証拠金		×××	
3. 資本剰余金			
(1) 資本準備金	×××		
(2) その他資本剰余金	×××		
資本剰余金合計		×××	
4. 利益剰余金			
(1) 利益準備金	×××		
(2) その他利益剰余金			
〇〇積立金	×××		
別途積立金	×××		
繰越利益剰余金	×××		
利益剰余金合計		×××	
5. 自己株式		△×××	
6. 自己株式申込証拠金		×××	
株主資本合計			×××
II 評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金		×××	
2. 繰延ヘッジ損益		×××	
3. 土地再評価差額金 ^(※)		×××	
評価・換算差額等合計			×××
III 新株予約権			
純資産合計			×××
			×××

※ 土地再評価差額金とは、「土地の再評価に関する法律」に基づく再評価差額金であり、再評価による差額に、再評価による繰延税金負債(または資産)の金額を控除(または加算)した金額が計上されている。

同法による土地の再評価は終了したため、新たに計上されることはなく、再評価された土地の売却等や減損が発生した場合以外には、取崩すことができない。

②【株主資本の項目】

1. 資本金
資本金とは、株主の出資のうち会社が資本金とした金額であり、会社法が債権者のために最低限保持すべきことを要求した基準額である。
2. 新株式申込証拠金
新株式申込証拠金とは、新株発行時に払込まれた金銭のうち、資本金として効力が発生する日(払込期日または払込期間初日)の前日までのものである。
3. 資本剰余金
 - (1) 資本準備金
資本準備金とは、株主の出資のうち資本金とされなかった部分であり、株式払込剰余金や合併差益、その他資本剰余金の配当時の積立額等からなる。
会社法では、資本準備金は払込資本を源泉とする分配可能額の控除項目とされている。
 - (2) その他資本剰余金
その他資本剰余金とは、資本準備金以外の資本剰余金であり、資本準備金減少差益や自己株式処分差益等がある。
4. 利益剰余金
 - (1) 利益準備金
利益準備金とは、剰余金の分配時に積み立てられる利益剰余金である。会社法では、利益準備金は払込資本を利用して得られた成果のうち、分配可能額の控除項目とされている。
 - (2) その他利益剰余金
その他利益剰余金とは、利益準備金以外の利益剰余金であり、株主総会の普通決議により任意に積み立てられた任意積立金と繰越利益剰余金とからなる。
5. 自己株式
自己株式とは、株式会社が保有する自社発行株式をいう。自己株式は、定時株主総会の決議のほか、子会社が保有する株式の買受や株主等からの買取請求、組織変更等に伴い取得される。
6. 自己株式申込証拠金
自己株式申込証拠金とは、自己株式の処分に際して払い込まれた金額のうち、払込者が株主となる前(払込期日前日、または払込期間初日の前日まで)のものである。

③【評価・換算差額等の項目】

1. その他有価証券評価差額金
その他有価証券評価差額金とは、その他有価証券に該当する有価証券の簿価と時価との差額である。全部資本直入法を採用したときには評価益と評価損の合計額が、部分資本直入法を採用したときには評価益が計上されている。
2. 繰延ヘッジ損益
繰延ヘッジ損益とは、時価評価されているヘッジ手段の損益または評価差額をヘッジ対象の損益が認識されるまで繰延べたときにおける、この繰延べられた損益または評価差額である。

④【新株予約権】

新株予約権とは、予め定められた権利行使価額で株式を購入できる権利である。新株予約権を付与した会社は、新株予約権者に対して新株を発行し、または会社の有する自己株式を交付する義務を負う。

5-3 株主資本の計数の変動

①【払込資本内の計数の変動】

1. 資本剰余金の資本組入

株主総会の普通決議により、資本準備金・その他資本剰余金を資本金に組入れることができる(⇒表①)。

(1) 資本準備金	資本準備金	××× // 資本金	×××
(2) その他資本剰余金	その他資本剰余金	××× // 資本金	×××

2. 資本金の減少

株主総会の特別決議により、資本金を減少させることができる(⇒表②)。

(1) 資本準備金	資本金	××× // 資本準備金	×××
(2) その他資本剰余金	資本金	××× // その他資本剰余金 (資本金減少差益)	×××

3. 資本準備金の積立・取崩

株主総会の普通決議により、資本準備金の積立や取崩をすることができる(⇒表③)。

(1) 積立	その他資本剰余金	××× // 資本準備金	×××
(2) 取崩	資本準備金	××× // その他資本剰余金 (資本準備金減少差益)	×××

②【留保利益内の計数の変動】

1. 準備金の積立・取崩

株主総会の普通決議により、利益準備金の積立や取崩をすることができる(⇒表④)。

(1) 積立	繰越利益剰余金	××× // 利益準備金	×××
(2) 取崩	利益準備金	××× // 繰越利益剰余金	×××

2. 積立金の積立・取崩

株主総会の普通決議により、任意積立金等の積立や取崩をすることができる(⇒表⑤)。

(1) 積立	繰越利益剰余金	××× // 別途積立金	×××
(2) 取崩	別途積立金	××× // 繰越利益剰余金	×××

③【利益の資本組入・欠損填補】

1. 利益の資本組入

株主総会の普通決議により、利益準備金・繰越利益剰余金を資本金に組入れることができる(⇒表⑥)。

(1) 利益準備金	利益準備金	××× // 資本金	×××
(2) 繰越利益剰余金	繰越利益剰余金	××× // 資本金	×××

2. 欠損填補

株主総会の普通決議により、資本剰余金・利益準備金を取崩した欠損填補ができる(⇒表⑦)。

(1) その他資本剰余金を充てる場合	その他資本剰余金	××× // 繰越利益剰余金	×××
(2) 資本準備金を充てる場合	資本準備金	××× // 繰越利益剰余金	×××
(3) 欠損填補のときの減資の特例	資本金	××× // その他資本剰余金	×××
	その他資本剰余金	××× // 繰越利益剰余金	×××

増加する計数 減少する計数	払込資本			留保利益		
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					積立金	繰越利益剰余金
払込資本	資本金	②	②	-	-	-
	資本準備金	①	③	-	-	⑥
	その他資本剰余金	①	③	-	-	⑥
留保利益	利益準備金	④	-	-	-	④
	積立金	-	-	-	-	⑤
	繰越利益剰余金	④	-	-	④	⑤

5-4 剰余金の配当等

1 【剰余金の配当】

1. 意義

株式会社は、株主総会の普通決議により、原則として一事業年度中いつでも何度でも剰余金の配当をすることができる。

また、定款にその旨を定めれば、取締役会の決議により、一事業年度中に一度だけ、一定の日における株主に対し、金銭の配当を行うことができる(中間配当)。

このとき、資本準備金の額および利益準備金の額の合計額が資本金の1/4に達するまでは、配当する剰余金の1/10の金額を利益準備金または資本準備金として積立てなければならない。

2. 会計処理

(1) 積立てを要する準備金の額

$$\left. \begin{aligned} & \text{その他資本、繰越利益剰余金の配当額} \times \frac{1}{10} = \times \times \times \\ & \text{資本金} \times \frac{1}{4} - (\text{資本準備金} + \text{利益準備金}) = \times \times \times \end{aligned} \right\} \text{小} \Rightarrow \text{要積立額}$$

(2) その他利益剰余金の配当

繰越利益剰余金	×××	// 未払配当金	×××
		// 利益準備金	×××

$$\text{利益準備金積立額} = \text{要積立額} \times \frac{\text{繰越利益剰余金の配当額}}{\text{その他資本剰余金の配当額} + \text{繰越利益剰余金の配当額}}$$

(3) その他資本剰余金の配当

その他資本剰余金	×××	// 未払配当金	×××
		// 資本準備金	×××

$$\text{資本準備金積立額} = \text{要積立額} \times \frac{\text{その他資本剰余金の配当額}}{\text{その他資本剰余金の配当額} + \text{繰越利益剰余金の配当額}}$$

2 【現物配当】

1. 意義

株式会社は、株主総会の特別決議により、金銭分配請求権のない現物配当をすることもできる。

2. 会計処理

(1) 時価評価が必要な場合

原則として配当の効力発生日における時価でもって処理し、帳簿価額との差額は損益として認識する。

① 固定資産の場合

ex. 土地	繰越利益剰余金	×××	// 土地	×××
			// 固定資産売却益	×××

② 棚卸資産の場合

ex. 商品	繰越利益剰余金	×××	// 売上	×××
	仕入	×××	//	

(2) 帳簿価額で処理する場合

分割型の会社分割(按分型)等の場合には、配当の効力発生日の帳簿価額でもって処理する。

ex. 株式	繰越利益剰余金	×××	// 投資有価証券	×××
--------	---------	-----	-----------	-----

3 【分配可能額】

1. 純資産額の制限

株式会社の純資産額が300万円未満である(または300万円未満となる)剰余金の配当はできない。

2. 分配可能額

$$\begin{aligned} \text{分配可能額} = & (\text{分配時の}) \text{その他資本剰余金} + (\text{分配時の}) \text{その他利益剰余金} \\ & - (\text{分配時の}) \text{自己株式} - (\text{決算時} \sim \text{分配時の}) \text{自己株式の処分対価} \\ & - \text{その他有価証券評価差額金、土地再評価差額金(ともに、差損のみ)} \\ & - (\text{直前決算数値による}) \text{のれん等調整額がある場合の制限額} \end{aligned}$$

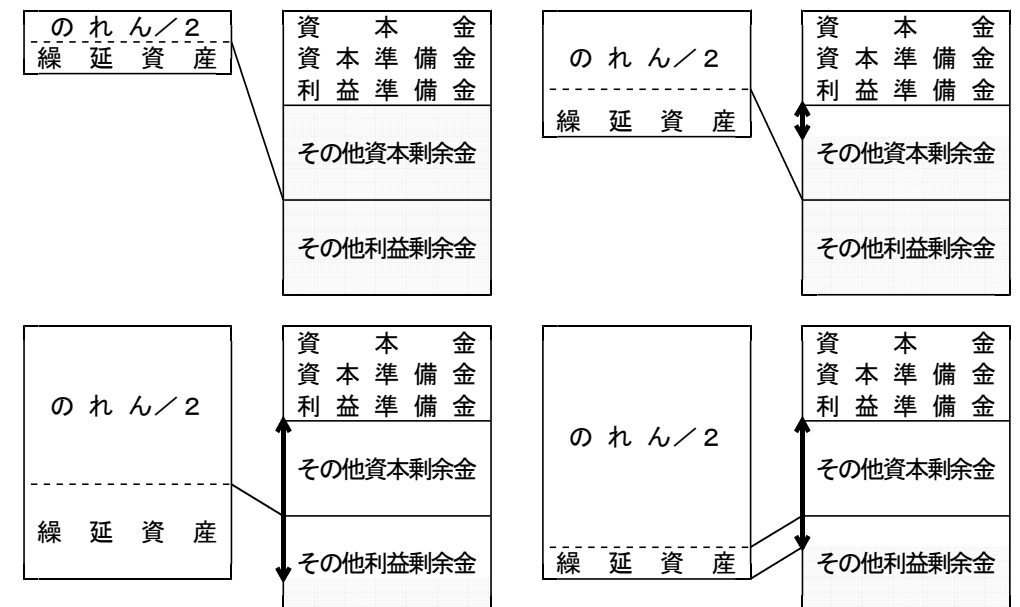
分配時までの自己株式の取得額を控除するため

3. のれん等調整額(= のれん/2 + 繰延資産)がある場合の制限額

(1) のれん/2 ≤ (資本金 + 資本準備金 + 利益準備金) + その他資本剰余金
 制限額 = のれん等調整額 - (資本金 + 資本準備金 + 利益準備金) (< 0 → 0)

(2) のれん/2 > (資本金 + 資本準備金 + 利益準備金) + その他資本剰余金
 制限額 = その他資本剰余金 + 繰延資産

※ すべて、直前決算時の金額で計算する。



※ 網掛け部分が直前決算時の剰余金の金額になる。

5-5 自己株式

1【自己株式】

1. 自己株式の取得

(1) 有償取得

株主総会の普通決議により、原則として分配可能額の範囲内で自由に自己株式を取得できる。
付随費用は資本の払戻にあたらないので、購入代価に加算せず、支出時の営業外費用とする。

自己株式	×××	//	現金預金	×××
支払手数料 (営業外費用)	×××	//		

(2) 無償取得

財源の規制の適用がないため、自由に自己株式を取得できる。なお無償なので、帳簿価額は変わらないが保有自己株式数が増加するので、保有自己株式の単価は下落する。

－ 仕 訳 不 要 －

2. 自己株式の期末評価

自己株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。

－ 仕 訳 不 要 －

3. 自己株式の処分

付随費用は株式交付費とし、支出時の営業外費用または繰延資産とする(新株発行と同じ)。

① 処分差益の場合

自己株式申込証拠金	×××	//	自己株式	×××
			//	其他資本剰余金
				(自己株式処分差益)
株式交付費	×××	//	現金預金	×××

② 処分差損の場合

自己株式申込証拠金	×××	//	自己株式	×××
其他資本剰余金 (自己株式処分差損)	×××	//		
株式交付費	×××	//	現金預金	×××

4. 自己株式の消却

取締役会の決議(非設置会社では、取締役の決定)により、自己株式を消却することができる。
付随費用は、支出時の営業外費用とする。

其他資本剰余金 (自己株式処分差益、等)	×××	//	自己株式	×××
支払手数料 (営業外費用)	×××	//	現金預金	×××

5. 決算整理

決算時に、其他資本剰余金の残高がマイナス(借方残)であれば、繰越利益剰余金で補填する。

繰越利益剰余金	×××	//	其他資本剰余金	×××
---------	-----	----	---------	-----

6. 新株の発行と併せて自己株式を処分する場合

(1) 払込金額の按分

自己株式の処分対価	=	払込金額	×	$\frac{\text{自己株式数}}{\text{交付株式数}}$
新株に対する払込額	=	払込金額	×	$\frac{\text{新株発行数}}{\text{交付株式数}}$

※ 交付株式数 = 自己株式数 + 新株発行数

(2) 処分差益の場合

自己株式申込証拠金	×××	//	自己株式	×××
			//	其他資本剰余金
				(自己株式処分差益)
新株式申込証拠金	×××	//	資本金	×××
			//	資本準備金
株式交付費	×××	//	現金預金	×××

(3) 処分差損の場合(会社計算規則14条)

資本金等増加限度額は、「新株に対する払込額 - 自己株式処分差損」とされている。

自己株式申込証拠金	×××	//	自己株式	×××
其他資本剰余金	×××	//	相殺	×××
(自己株式処分差損)				
新株式申込証拠金	×××	//	資本金	×××
			//	資本準備金
株式交付費	×××	//	現金預金	×××

※ 新株の発行と併せて自己株式を処分する場合

払込金額 ----- (自己株式)	自己株式 自己株式処分差益	払込金額 ----- (自己株式)	自己株式
払込金額 (新株式)	資本金 + 資本準備金	払込金額 (新株式)	資本金 + 資本準備金

2【ストック・オプション】

1. 意義

ストック・オプションとは、新株予約権のうち、特に、役員や従業員に役務の成功報酬として付与されるものをいう。

2. 会計処理の方針

ストック・オプションの付与は役員等の役務提供の対価であると考えられるため、付与される金額を役務提供に応じて費用として計上し、対応する金額をストック・オプションの権利の行使または失効が確定するまでの間、貸借対照表に計上する。

各会計期間における費用計上額は、ストック・オプションの公正な評価額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的方法に基づき、当期に発生したと認められる金額である。

3. ストックオプションの付与

— 仕 訳 不 要 —

4. 毎決算時の処理

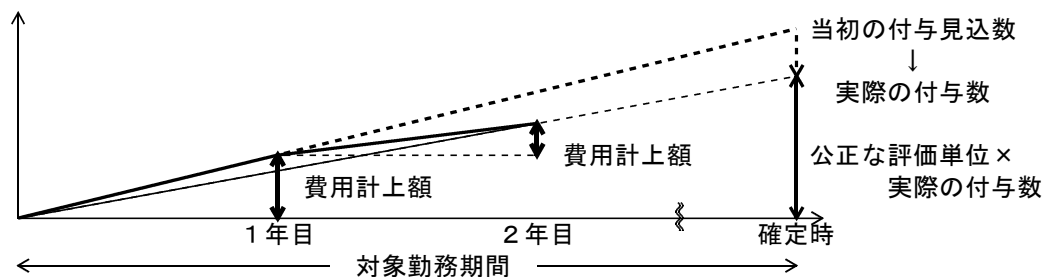
$$\begin{array}{l} \text{株式報酬費用} \quad \times \times \times // \text{新株予約権} \quad \times \times \times \\ \text{公正な} \times (\text{付与する数} - \text{失効見込数}) \times \frac{\text{経過した期間}}{\text{対象勤務期間}} - \text{既計上額} = \times \times \times \\ \text{評価単価} \end{array}$$

※ 退職等により付与数の減少が確定しているときは、これを反映する。

5. 権利確定日

$$\begin{array}{l} \text{株式報酬費用} \quad \times \times \times // \text{新株予約権} \quad \times \times \times \\ \text{公正な評価単価} \times \text{実際に付与した数} - \text{既計上額} = \times \times \times \end{array}$$

6. 権利の行使および権利行使期間の満了による失効
通常の新株予約権と同じ。



7. 条件変更があった場合

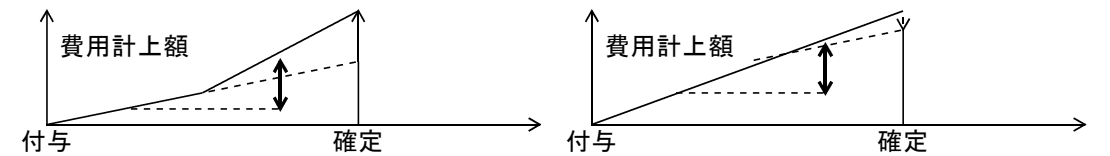
(1) 公正な評価単価を変動させる条件変更

- ① 付与日における公正な評価単位を上回る条件変更
公正な評価額の「増加額」を、以後、追加的に計上する。

$$\begin{array}{l} \text{株式報酬費用} \quad \times \times \times // \text{新株予約権} \quad \times \times \times \\ \text{公正な} \times (\text{付与する数} - \text{失効見込数}) \times \frac{\text{経過した期間}}{\text{対象勤務期間}} - \text{既計上額} + \\ \text{増加額} \times (\text{付与する数} - \text{失効見込数}) \times \frac{\text{変更後の経過した期間}}{\text{変更後の対象勤務期間}} - \text{既計上額} = \times \times \times \end{array}$$

② 付与日における公正な評価単位を下回る条件変更

従来どおりの計算方法を継続する(変更なし)。



(2) ストックオプションの付与数を変動させる条件変更

① ストックオプションの付与数を変動させたとき

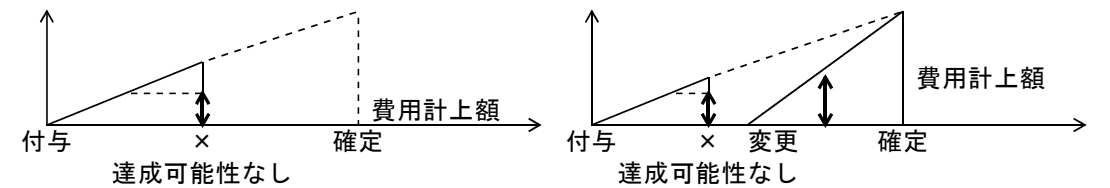
公正な評価額の「増加額」を、合理的方法により、残存期間にわたり計上する。「減少額」が発生しても、従来どおりの計算方法を継続する。

② 権利確定条件の達成可能性がないと見込まれたとき

$$\begin{array}{l} \text{新株予約権} \quad \times \times \times // \text{株式報酬費用} \quad \times \times \times \\ \text{(既計上額)} \end{array}$$

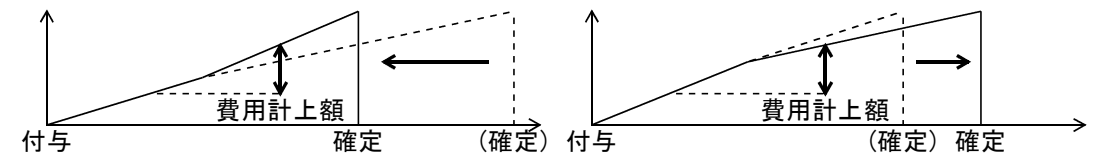
③ 権利確定条件の達成可能性がないため、条件を緩和したとき

$$\begin{array}{l} \text{株式報酬費用} \quad \times \times \times // \text{新株予約権} \quad \times \times \times \\ \text{公正な} \times (\text{付与した数} - \text{失効見込数}) \times \frac{\text{経過した期間}}{\text{新たな勤務期間}} - \text{既計上額} = \times \times \times \\ \text{評価単価} \end{array}$$



(3) 勤務対象期間を変動させる条件変更

条件変更前の残存期間に「計上する見込の金額」を、以降、合理的方法により新たな残存期間にわたり計上する。



5-8 取得者側の会計処理等

①【その他資本剰余金の配当を受けた株主の処理】

その他資本剰余金の配当の本質は「出資の払戻」であるため、その株式が売買目的有価証券である場合を除き、帳簿価額を減額させる。

売買目的有価証券として保有

現金預金 // 受取配当金

子会社株式、その他有価証券として保有現金預金 // 子会社株式
(関連会社株式)
現金預金 // 投資有価証券

②【新株予約権者の処理】

売買目的有価証券として保有(取得時)
有価証券 // 現金預金(権利行使時)
有価証券 // 現金預金
// 有価証券
有価証券評価損益※ 保有期間の運用損益を明示するため、
取得した株式を権利行使時の時価で
評価する。(期間満了時)
新株予約権未行使損 // 投資有価証券その他有価証券として保有

投資有価証券 // 現金預金

投資有価証券(株式) // 現金預金
// 投資有価証券(権利)

新株予約権未行使損 // 投資有価証券

③【新株予約権付社債の処理】

一括法(取得時)
投資有価証券 // 現金預金(権利行使時)
有価証券 // 投資有価証券
(投資有価証券)(期間満了時)
- 仕訳不要 -区分法投資有価証券(社債) // 現金預金
投資有価証券(権利) //投資有価証券(株式) // 現金預金
// 投資有価証券(権利)

新株予約権未行使損 // 投資有価証券(権利)

④【個人企業の資本取引】

1. 原則
個人企業では、出資した金額と純損益を区別せず、「資本金」勘定のみで記帳する。
損 益 ××× // 資 本 金 ×××2. 引出金
取引件数が多いときは、「引出金」勘定を別途設けて記帳し、年末に資本金勘定と相殺する。(1) 私用目的の現金引出
引 出 金 ××× // 現 金 ×××(2) 商品の自家消費
引 出 金 ××× // 仕 入 ×××(3) 決算整理
資 本 金 ××× // 引 出 金 ×××
損 益 ××× // 資 本 金 ×××